

○高山市公契約条例施行規則

平成30年2月6日

市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、高山市公契約条例（平成29年高山市条例第8号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(労働環境の報告を行う契約の範囲)

第2条 条例第6条の規則で定める範囲の契約は、次のとおりとする。ただし、契約の内容、相手方等の理由により労働環境の確認の必要がないと市長が認めるものを除く。

- (1) 予定価格が1千万円以上の工事請負契約
- (2) 予定価格が5百万円以上の業務委託その他の請負契約

(労働環境の報告)

第3条 条例第6条に規定する労働環境報告書の提出は、契約を締結した日から7日以内に公契約に係る労働環境報告書（別記様式第1号）により行うものとする。下請負人との契約を締結したときも同様とし、当該契約の締結の都度、事業者が取りまとめて提出するものとする。

2 提出した労働環境の内容に変更があった場合は、変更した公契約に係る労働環境報告書（別記様式第1号）を変更があった日から7日以内に提出するものとする。

(労働者等の申出)

第4条 条例第8条の規定による申出は、公契約に係る労働環境申出書（別記様式第2号）により行うものとする。

(申出窓口)

第5条 条例第10条の申出の窓口は、財務部契約管財課とする。

(是正指導)

第6条 条例第12条第1項の規定による是正の指導は、労働環境の是正を求める通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

2 条例第12条第2項の規定による報告は、市長が指定した期日までに労働環境是正報告書（別記様式第4号）により行うものとする。

(申出への回答)

第7条 条例第14条の規定による報告は、申出書に対する調査是正措置等報告書（別記様式第5号）により行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に締結した公契約に適用する。

附 則（平成30年9月27日市規則6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日以後に締結した公契約に適用する。

## 公契約に係る労働環境報告書

年 月 日

（あて先）高山市長

所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

（担当者・連絡先）

高山市公契約条例第6条の規定により下記のとおり提出します。

尚、当契約の履行にあたり、労働基準法等関係法令を遵守し、下記事項について事実と相違ないことを誓約します。

契約番号	
契約名称	
契約期間	※下請負人の場合契約期間は下請契約期間を記載してください。
常時雇用する労働者の数	

## 1. 労働環境に関する事項

（関係法令上義務とされるものでは正指導の対象となります）

区 分	項 目	確認欄
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示していますか。	はい . いいえ
	② 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。又、限度時間は守られていますか。 ※時間外や休日労働を行う場合、作成及び提出が必要です。	はい . いいえ . 適用除外
	③ 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者は作成及び届出が必要です。	はい . いいえ . 適用除外
	④ 就業規則を作業場の見やすい場所への掲示や備え付け、または書面を交付するなど労働者に適切に周知していますか。 ※就業規則は掲示又は書面を交付するなど労働者に周知しなければなりません。	はい . いいえ . 適用除外
労働時間	⑤ 労働者が働いた実際の労働時間（始業、終業時刻）を適正に把握し、記録していますか。	はい . いいえ
	⑥ 労働者に対し、適切に休日及び年次有給休暇を付与していますか。	はい . いいえ
安全衛生	⑦ 労働者に対し、医師による健康診断を実施していますか。	はい . いいえ
	⑧ 事故報告書等の記録・報告など業務災害への対策状況は適正ですか。	はい . いいえ
各種保険	⑨ 労災保険へ加入等の手続は適正ですか。	はい . いいえ
	⑩ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続は適正ですか。 ※雇用保険は労働者を雇用する事業者が、健康保険、厚生年金保険は常時5人以上の労働者を使用する事業者が対象となります。	はい . いいえ . 適用除外
法定帳簿	⑪ 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整理されていますか。	はい . いいえ
賃金	⑫ 賃金は通貨で直接労働者にその全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。	はい . いいえ
	⑬ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金は適正に支払っていますか。	はい . いいえ
	⑭ 当該契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。	時間額 円

「いいえ」に○をつけた場合は設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

## 2. 労働環境を更に向上させる取組に関する事項

(設問①～④に関しては注釈に該当する場合には、関係法令上義務とされるもので是正指導の対象となります)

	項 目	確認欄
①	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき一般事業主行動計画を策定していますか。 ※常時雇用する労働者の数が301人以上の事業者は計画を策定し届出が必要です。	はい ・ いいえ ・ 適用除外
②	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定していますか。 ※常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者は計画を策定し届出が必要です。	はい ・ いいえ ・ 適用除外
③	労働安全衛生法に基づき1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査を行っていますか。 ※常時雇用する労働者の数が50人以上の事業者は実施する必要があります。	はい ・ いいえ ・ 適用除外
④	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、法定雇用障害者数以上の障がい者を雇用していますか。 ※全ての事業主には法定雇用率（民間企業2.2%）以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。（常時雇用する労働者が45.5人以上の事業者は対象となります。）	はい ・ いいえ ・ 適用除外
⑤	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき定年の引上げ、継続雇用制度等高齢者雇用確保に関する取組を行っていますか。	はい ・ いいえ
⑥	労働安全衛生法に基づき屋内又はそれに準ずる環境において、労働者の受動喫煙を防止するための取組を行っていますか。	はい ・ いいえ
⑦	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進するための取組を行っていますか。	はい ・ いいえ

設問①～④で「いいえ」に○をつけた場合は設問番号とその理由を記入してください。

設問番号	理 由

別記様式第2号（第4条関係）

公契約に係る労働環境申出書

年 月 日

（あて先）高山市長

住 所  
氏 名  
電話番号

私が勤務（する・していた）事業所等における労働環境について、高山市公契約条例第8条の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
公 契 約 の 契 約 番 号 及 び 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
申出内容の事実確認	<input type="checkbox"/> 実名を公表した事実確認を希望する。 <input type="checkbox"/> 匿名による事実確認を希望する。
申 出 内 容	

別記様式第3号（第6条関係）

労働環境の是正を求める通知書

財契第 号  
年 月 日

様

高山市長

㊟

下記公契約に係る労働環境を確認したところ、不適切な事項が確認されました。  
つきましては、高山市公契約条例第12条第1項の規定に基づき、是正を求めますので、  
労働環境を是正し、 年 月 日までに労働環境是正報告書（別記様式第4号）  
にて報告するよう通知します。

記

公契約の 契約番号及び名称	
是正を求める内容	

別記様式第4号（第6条関係）

労働環境是正報告書

年 月 日

（あて先）高山市長

所 在 地  
商号又は名称  
代表者の職・氏名  
担当者・連絡先

年 月 日付け 財契第 号で通知のありました労働環境の是正について、是正を行いましたので、高山市公契約条例第12条第2項の規定に基づき、是正内容を報告します。

記

公 契 約 の 契 約 番 号 及 び 名 称	
是 正 内 容	
是 正 日	

別記様式第5号（第7条関係）

申出書に対する調査是正措置等報告書

財契第 号  
年 月 日

様

高山市長

年 月 日付けで申出のあった下記公契約に係る労働環境の調査及び是正措置等の結果について、報告します。

記

雇用事業者名	
公契約の 契約番号及び名称	
調査及び是正措置内容	

別記様式第 1 号 (第 3 条関係)

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

別記様式第 3 号 (第 6 条関係)

別記様式第 4 号 (第 6 条関係)

別記様式第 5 号 (第 7 条関係)